

# 『理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類』

## ○ 役員の給与報酬及び費用弁償規則

平成9年8月21日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人大館市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する給与報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(給与・報酬等)

第2条 常勤役員等には、次のとおり給与等を支給する。

- (1) 給与については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 賞与については、事業団職員の例により支給する。
- (3) 通勤手当については、職員給与規則に準ずる額を支給する。
- (4) 退職金については、これを支給しない。

2 非常勤の役員等には、理事会及び評議員会等の出席のたびごとに報酬を支給することとし、その額は、別表2に定める額とする。

3 大館市の常勤の特別職の職員及び一般職の職員が事業団の役員等を兼ねているときは、その者には役員等としての給与報酬は支給しない。

4 職員を兼務し職員給与を支給している職員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しない。

(旅費)

第3条 役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 役員等の旅費の種類及び支給方法は事業団職員の例のとおりとする。

(補則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年12月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 改正後の規則は、平成13年11月25日から施行する。(平成13年5月30日改正)

附 則

(施行期日)

1 改正後の規則は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月28日改正)

附 則

(施行期日)

1 改正後の規則は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月27日改正)

附 則

(施行期日)

1 改正後の規則は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月27日改正)

別表1 (常勤役員等の給与)

役職名	給与の額
理事長	月額 198,000 円
理事	月額 198,000 円

別紙2 (非常勤役員等の報酬)

	報 酬 等				
	理事会	監事会	評議員会	入札等立会	その他会議等
理 事	7,000	7,000	7,000	3,000	5,000
監 事	7,000	10,000	7,000	3,000	5,000
監 事 (税理士)	7,000	30,000	7,000	3,000	5,000
評議員	—	—	5,000	—	—